

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43546

法務省

1. 刑事司訓課
2. 民事司訓課
3. 外國人弁護士

8/19 事務官不承認
迄々 (A)

秘
無期限

アメリカ局長

参事官

北米支一課長

市原化
条約課長

法令課
法規作成科

民衆の過料に関する経過措置についての
回答。

46.8.9

米北一(三田村)

今般対策局より標記の要望書(別添参照)が送付され
たが、当省においては該當法律がないので、その旨回答
いた。(A)

GA-5

外務省

2076

秘

事務連絡

各省政府 沖縄担当官殿

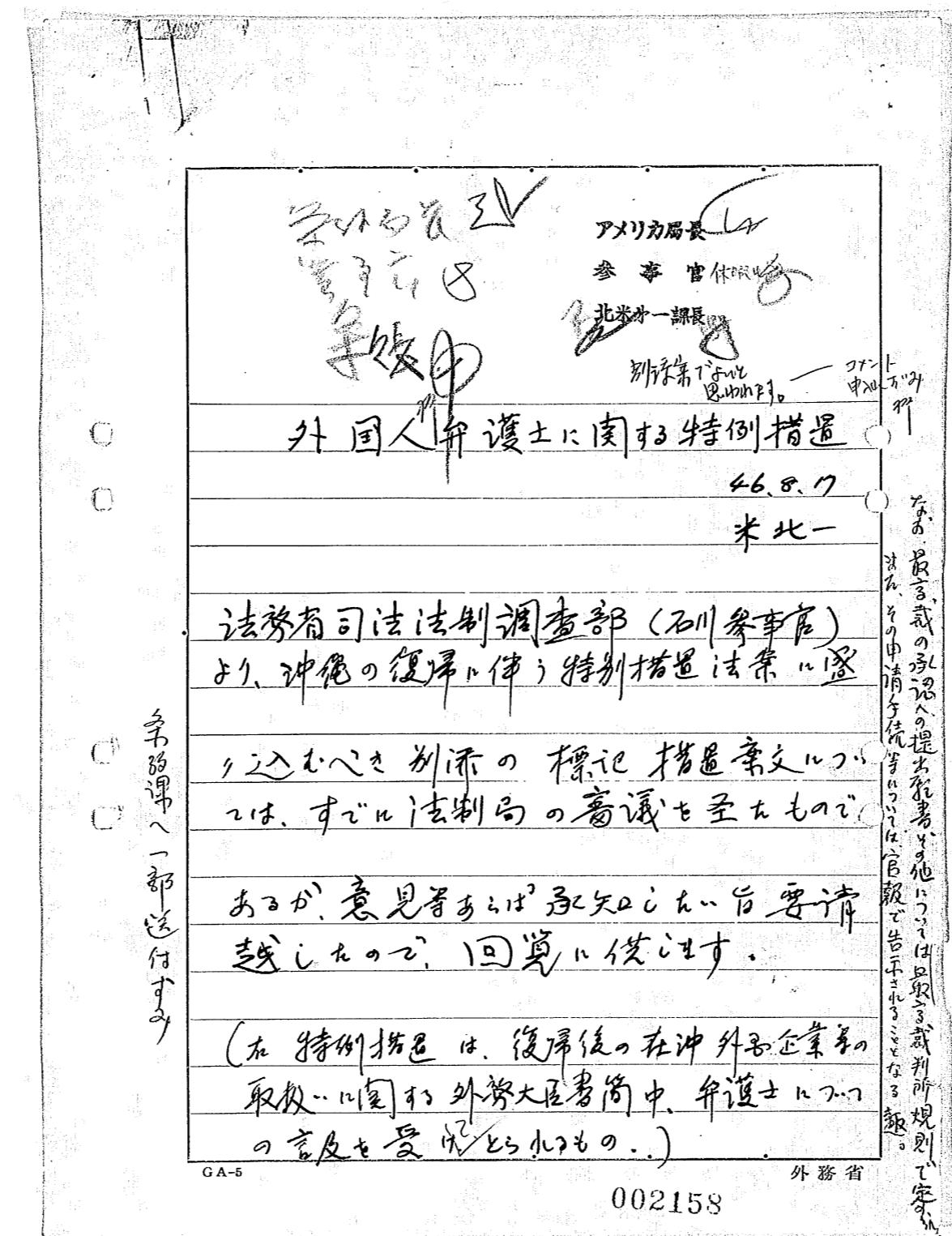
46. 8. 6
沖縄北方村農事
調査部 司法法務担当係長
(581-1639)

民事の選舉に関する経過措置について
立案中であり、その要旨は、
(復帰前 沖縄に行なわれた選舉(裁判所または
裁判官が科すものに限る)に関する規定は、政令で
定めるものを除き、なおその效力を有するものとする。

かかる見込みです。つきましては、この規定の立案作業上必
要がありますので、貴省庁の折衝に関する沖縄の法令中

に復帰前の行為について復帰後選舉を科すことが相当でないもの
があれましむら、至急、沖縄・北村村農事の司法・法務担当まで
御連絡下さい。8月14日(土)までにお知らせ下さい。お頼
いします。

総理大臣府	B-4 6200-S-2-194 (100枚入り)
-------	---------------------------



沖縄復帰に伴う

（外国人弁護士に関する特別措置）

第一条 沖縄の弁護士法附則第五条の規定による外国人弁護士で

昭和四十六年一月一日以後引き続き沖縄においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に従事し、弁護士法第三条に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、選考をすることができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の地域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条规定から第二十九条まで、第七十六条及び第七十七条（第二十七条规定及び第二

十八条に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定により弁護士法に規定する事務を行なう者について準用する。この場合において、同法第二十五条第四号中「公務員として」とあるのは、「公務員として、又は復帰前の沖縄において公務員として」と、同条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は復帰前の沖縄において仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

6 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

7 復帰の際現に沖縄の法令の規定による外国人弁護士である者は、
復帰の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けないでも、
同項に規定する事務を行なうことができる。

(参考)

外国人弁護士に関する特例措置(草案)

1. 法案 1項 12つ目

「昭和46年1月1日以降」は、特別の事情を
限り愛知書簡に合せ、「昭和46年1月1日

前から」とすべきものと考えらるるのと、とりあえず
二の表を法務省法制調査部に申し入れ、先方檢
討を約した。

2. 最高裁による選考(草案2項) 12つ目

最高裁が承認をうけた後で「選考」を了す
ことがあるという点12つ目は、愛知書簡では角

山2つ目いか、本土における外国人弁護士に関する
規定の場合と同様の選考がありうることを考慮中

米例に申し入れてあり、先方検討の結果を了承してい。
法務省に照会したところ、本土の場合に行なつた
「選考」は、経て12月の書類選考と面接をあつ

GA-6 外務省

たが、今回も同様となりとのことであつた。

(注) 本土の場合の関係規定は、昭和30年12月削除
された弁護士法第7条(別添)である。

同条1項は、外口人に日本人弁護士と全く同
様の業務を認めるとおり、2項は、「外口人
に対する外口法」に関する業務を認めるとおり。
同条3項は、これら3の規定を受けて、最高裁は、
前2項の亂認をうける場合には、試験とは選
考をうちよとかねきるものとしている。現実
には、1項12つ目は「試験」をして、2項につ
いては「選考」をした由である。(本土の外人弁
護士は、3台と2項の弁護士。)

46.8.21 柳井

GA-6 外務省

(外国人弁護士に関する特例措置)

法務第三条 沖縄の弁護士法(千九百六十七年立法第百三十九号)

附則第五条の規定による外国人弁護士で昭和四十六年一月一日以降引き続き沖縄においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に関し、弁護士法(昭和二十四年法律

第二百五号)第三条に規定する事務を行なうことができる。

2 最高裁判所は、前項の承認をする場合には、選考をすることができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の地域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条から第

二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第一号)」の施行前の沖縄において仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 沖縄の法令による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでな

い。
6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならぬ。

8 この法律の施行の際に沖縄の法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けないでも、同項に規定する事務を行なうことができる。

出廷する事例は、少なくとも最近数年間においては皆無であり
七、八年前に外国人を当事者とする家事事件について、外国人弁
護士が代理人として那篇家裁コザ支部に出廷した事例が一件あつ
たという報告がある。主として外資導入等の手続の代行およ
び外国商社間の契約事務の代理を行なつてゐる。もつとも米民政
府裁判所の事件における訴訟代理人となり、あるいは軍事裁判に
おける弁護人となる例はあるようである。

(注)

昭和三〇年法律第一五五号による改正前の弁護士法

（外国の弁護士となる資格を有する者の特例）

第七条 外国の弁護士となる資格を有し、且つ、日

- 本国の法律につき相当の知識を有する者は、最高
裁判所の承認を受けて、第三条に規定する事務を行
うことができる。但し、前条に掲げる者については、
てはこの限りでない。
2. 外国の弁護士となる資格を有する者は、最高裁
判所の承認を受けて、外国人又は外国法に關し、
第三条に規定する事務を行うことができる。但し、
前条に掲げる者については、との限りでない。
3. 最高裁判所は、前二項の承認をする場合には、
試験又は選考をすることができる。
4. 第一項又は第二項の承認を受けた者には、第一

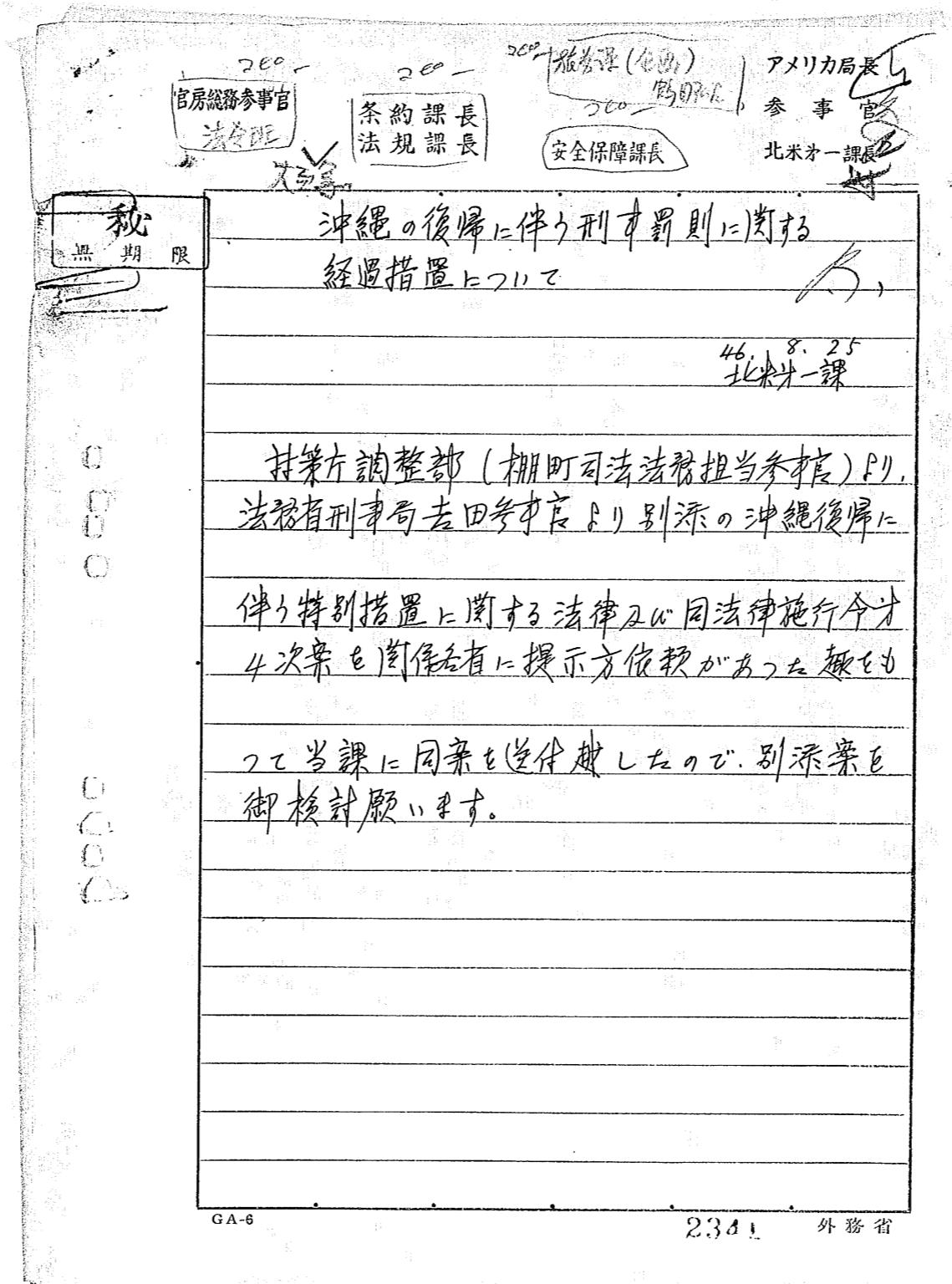
条、第二条、第二十条第三項及び第二十三条乃至第二十九条の規定を準用する。

5. 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項

又は第二項の承認を取り消すことができる。

6. 最高裁判所が第一項又は第二項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならぬ。

なお、右の規定は昭和三〇年法律第一五五号により削除されたが、同法の施行の際（同年八月一日）現に最高裁判所の承認を受けていた者については、なお従前の例によることとされた。



١٣

事務
精連
終各

46. 81

沖繩・北方対策局 調整部
司法法務担当参事官 桑原町祥吉
(581 - 1639)

沖縄の復帰に伴う刑事罰則に関する経過措置について

標記に關しては、先日各廻所の担当官にご参集いたたき、三法務省刑
事局の吉田參事官より素案についての説明がありましたが、「のち
ひ同局より別紙の参考次第を各省庁にお示しするよう要請あり
申上申付申付申付申付申付申付申付申付申付申付申付申付申付

刑法続更には本土法のそれが適用されることがあります。車輛出入罪については、オジ系オジ工員のような規定に落着く見受けられます。

事務連絡

46.8.11

各省政府 沖縄担当官 問

沖縄北方対策庁 調整部

司法法務担当参事官 棚町祥吉
(521-1639)

沖縄の復帰に伴う刑事罰則に関する経過

措置について

標記に關しては、先日各省政府の担当官に「参考」をたまき、法務省刑
事局の吉田参考官より素案についての説明がありましたが、このた
び同局より別紙の「四次案」を各省政府にお示しするよう要請があり
ましたので送付します。

なお、法律案オ1条オ3項に規定してあるもの以外で、復帰後の
行爲について沖縄法令で处罚する必要があるものについては、別途
各省政府において法務省刑事局と協議のうえ立案され候ふく
ことなります。復帰後の行爲について沖縄法令で处罚する場合に
刑法総則は本土法のそれが適用されることとなります。

車輪出入罪については、オ1条オ5項のよう規定に該当く見受け
てす。

法律案等については 秘密保持につきご配慮下さい。

総理府

B-1 大正昭和カタログ-1946 (100枚完結)

(四六・八・三)

(刑事関係)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する
法律及び同法律施行令(第四次案)



沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（案）

（罰則に関する経過措置）

第一条 復帰前の行為については、復帰の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定のうち裁判所又は裁判官が科する過料又は監置に関するものを含む。以下この項及び第三条第一項において同じ。は、政令で定めるものを除き、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に関する規定に定める罰金、科料又は過料の額については、一ドルを三百六十円の割合で換算した額をもつてその額とする。

② 前項の規定によりなおその効力を有することとされる刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「沖繩の刑法」という。）第二十

六条各号、第二十六条の二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、復帰後の行為について科せられた刑を含むものとする。

③ 第一項に定める刑罰に関する規定のうち次の各号に掲げる罰則は、復帰後の行為について、なおその効力を有する。この場合において、本邦の刑法（明治四十年法律第四十五号）第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については復帰の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三条及び第五号の罪は本邦の刑法第二条の例に、第四号の罪は本邦の刑法第三条の例に、沖繩の刑法第百九十七条ノ三第三項の罪は本邦の刑法第四条の例にそれぞれ従う。

一 沖繩の刑法第百三条

二 沖繩の刑法第百三十四条第一項及び同法以外の法令の規定で秘密漏泄の罪を定めるもの

三 沖繩の刑法第百五十五条並びに同条及び同法第百五十六条に記載した文書又は図画に関する同法第百五十八条

四 沖繩の刑法第百六十条に記載した文書又は図画に関する同法

第一百六十一条

五 沖繩の刑法第百六十五条及び第百六十六条並びにこれらの規定に関する同法第百六十八条

六 沖繩の刑法第百九十七条ノ三第三項及び同項に規定する賄賂に関する同法第百九十八条第一項並びに同法以外の法令の規定

で事後収賄及びこれに関する贈賄の罪を定めるもの

④ 第一項後段の規定は、前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる規定に定める罰金の額の換算について準用する。

⑤ 復帰前の本邦と沖繩との間における輸出及び輸入、出入国その他の行為の処罰については、沖繩の復帰により刑が廢止されたものと解してはならない。

(裁判権等の分配)

第二条 最高裁判所は、琉球高等裁判所が裁判権を有していた事項のうち次に掲げるものについて裁判権を有する。

一 那覇地方裁判所が刑事に関する上訴審としてした判決に対する上告

二 刑事訴訟法（一千九百五十五年立法第八十五号。以下「沖繩の刑事訴訟法」という。）に定める非常上告及び特に定める抗告②、高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 琉球高等裁判所が刑事（少年の保護事件を含む。第四項、第4四条第一項及び第六項並びに第六条において同じ。）に關し裁判権を有していた事項（前項各号に掲げるものを除く。）

二 那覇地方裁判所が刑事に關し上訴審として裁判権を有している事項（沖繩の刑事訴訟法第四百三十八条第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。）

三 沖繩の刑法第七十七条から第七十九条までの罪に係る訴訟の第一審

③

地方裁判所は、沖繩の那覇地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）及び琉球列島米国民政府の裁判所（以下「民政府の裁判所」という。）が刑事に關し裁判権（琉球高等裁判所がした裁判を再審理する裁判権を除く。）を有していた事項について裁判権を有する。

④ 家庭裁判所は、沖繩の那覇家庭裁判所が刑事に關し権限を有していた事項について権限を有する。

⑤ 簡易裁判所は、沖繩の簡易裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（沖繩の刑法第九十五条の罪、同法第二百四十六条の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九条の罪及びその未遂罪並びに長期一年以下の懲役若しくは禁錮にあたる罪（選択刑として罰金

が定められてゐるものと除く。)に係る訴訟を除く。)について裁判権を有する。

(手続、執行等の承継)

第三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)その他本邦の刑事関係法令で政令又は最高裁判所規則で定めるもの(以下「本邦の刑事関係法令」という。)の規定(刑罰に関する規定を除く。以下同じ。)は、復帰前沖縄において生じた事項についても適用する。ただし、復帰の際沖縄に適用されていた刑事関係法令(琉球政府の裁判所の定める規則を含むものとし、以下「沖縄の刑事関係法令」という。)の規定によつて復帰前に生じた効力は、なおその効力を有する。

② 前項本文の場合においては、沖縄の刑事関係法令の規定に関する事項で本邦の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本邦の刑事関係法令の規定に関する事項とみなし、同項ただし書の場合は、沖縄の刑事関係法令の規定によつて生じた効力で本邦の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本邦の刑事関係法令の規定によつて生じた効力をみなす。

③ 前二項の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規定は刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六条に定める上

告に関する規定は刑事訴訟法第四百六条に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十九条第三項、第三百九十五条第二項、第三百九十六条第二項及び第四百十三条第二項に定める即時抗告に関する規定はこれらに対応する刑事訴訟法第三百七十七条第三項、第三百八十五条第二項、第三百八十六条第二項及び第四百三条第二項に定める異議の申立てに関する規定にそれぞれ相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する判決で当事者が上訴をことができた事件で次条第七項後段の規定により復帰の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされる以外のものについての判決を含む。）は本邦の那霸地方裁判所がした刑事に関する審査請求とそれぞれみなす。

④ 沖縄の刑事訴訟法施行前に琉球政府の裁判所に公訴の提起がある確定裁判と、復帰の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては復帰の日に中央更生保護審査会に対してされた審査請求とそれぞれみなす。

第四条、琉球政府の裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する本邦の裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所（その裁判所が二以上あるときは、復帰の際当該事件が係

属じてゐる琉球政府の裁判所と同一の区域を管轄する裁判所）が
した事件の受理その他の手続とみなす。

② 復帰の際琉球政府の裁判所に係属してゐる事件について復帰前に
した公判手続は、これを更新しなければならぬ。

③ 復帰前にした裁判その他の处分で前条第二項の規定により本邦
の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の处分とみなされるも
のの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、復帰
の際まだその期間が経過していない場合に限り、復帰の日から起
算する。

④ 復帰の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪
についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典（一千九百五十
二年六月三十日施行）

五年米国民政府布令第百四十四号）第一部第三章第四条又は刑事
訴訟法第二百五十条に定めるもののうち犯人に有利なものとする。

⑤ 復帰前沖繩の簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判が復帰後
確定判決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は
科料の上限の額については、なお復帰前の例による。この場合に
おいて、その額の換算については、第一条第一項後段の規定を準
用する。

⑥ 復帰前沖繩において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償
その他刑事に関する債権債務で國が給付し、又は國に納付するこ
ととなるものの額の算定については、なお復帰前の例による。

⑦ 復帰の際民政府の裁判所に係属してゐる刑事に関する事件は、

復帰の日に本邦の那覇地方裁判所に係属するものとし、その復帰後の手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。この場合において、復帰の際当事者が上訴をすることができた事件について復帰後当事者から三十日以内に本邦の那覇地方裁判所の審理に応ずる旨の書面の提出があったときは、当該事件は、復帰の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

⑧ 沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお復帰前の例に上る。

(恩赦)

第五条 復帰前沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪

② 復帰前沖縄においてされた減刑は本邦の法令の規定に定める減刑と、復帰前沖縄においてされた赦免は本邦の法令の規定に定める大赦又は特赦とそれぞれ同一の効力を有するものとする。

(政令等への委任)

第六条 前四条に定めるもののほか、本邦の刑事関係法令の規定の適用その他刑事に関し必要な事項は、政令（日本国憲法第七十七条第一項に定める事項については、最高裁判所規則）で定める。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律施行令（案）

（復帰前の行為について効力を有しないこととする罰則に関する規定）

第一条（略）

（復帰前沖縄において生じた事項についても適用する本邦の刑事規

（係法令）

第二条 法第三条第一項の政令で定める本邦の刑事関係法令の規定は、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令の規定とする。

- 一 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）
- 二 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）
- 三 檢察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）
- 四 司法警察職員等指定応急措置法（昭和二十三年法律第二百三十四号）
- 五 刑事訴訟法第一百九十四条に基く懲戒処分に関する法律（昭和二十九年法律第六十四号）
- 六 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）
- 七 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）
- 八 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）
- 九 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）
- 十 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）
- 十一 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）
- 十二 執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）
- 十三 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）
- 十四 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）
- 十五 檢察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）

十六 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）

十七 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第四条及び第

二十六条第二項の規定に限る。）

十八 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）（

第十条及び第十二条の規定に限る。）

（本邦の刑事関係法令の規定の適用に関する読み替え等）

第三条 法第三条第一項の規定により本邦の刑事関係法令の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 刑事訴訟法の規定及び少年法第三十七条第二項中「刑法」とあるのは「沖縄の刑法」と読み替えるほか、少年法第三十七条

第一項に掲げる罪は少年法（千九百五十七年立法第七十八号。以下「沖縄の少年法」という。）第四十一条第一項に掲げる罪

と、交通事件即決裁判手続法第二条に掲げる事件は交通事件即決裁判手続法（千九百五十六年立法第六十二号）第一条に掲げる事件とする。

二 犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の規定中「刑法」とあるのは「沖縄の刑法」と、犯罪者予防更生法第三条第二号中「地方更生保護委員会」とあるのは「琉球政府の更生保護委員会」と、同法第二十八条中「少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十八条」とあるのは「沖縄の少年法第六十二条」と、同法第三十三条第二項中「少年法第五十九条第一項、第二

項」とあるのは「沖繩の少年法第六十三条第一項、第二項」と、同法第四十八条第一項中「少年法第五十二条第一項及び第二項」及び「同法第五十九条第二項」とあるのは「沖繩の少年法第五十六条第一項及び第二項」及び「同法第六十三条第一項及び第二項」とあるのは「沖繩の少年法第五十二条第一項及び第二項」と、「同法第四十八条第二項中「少年法第五十二条第一項及び第二項」とあるのは「沖繩の少年法第五十六条第一項及び第二項」と、「同法第四十九条及び執行猶予者保護観察法第十二条第一項中「地方委員会」とあるのは「琉球政府の更生保護委員会」とそれ読み替える。

(復帰前沖繩において生じた債権債務等の切替え)

第四条 復帰前の刑事に関する確定裁判に係る罰金、科料、追徴、

刑事訴訟費用、刑事補償その他復帰前沖繩において生じた刑事に関する債権債務で国が給付し、又は国に納付することとなるものの額は、復帰の日において、法第〇条の規定により大蔵大臣が別に定める比率と同じ比率で本邦の通貨による額に切り替えられるものとする。

② 前項の規定は、復帰前の刑事に関する裁判が復帰後確定裁判の効力を生ずることとなる場合における当該罰金、科料、追徴、刑事訴訟費用、刑事補償その他復帰前沖繩において生じた事項について復帰後国が給付し、又は国に納付することとなる債権債務の額及び復帰前の保証許可決定に係る保証金が復帰後納付されることとなる場合におけるその額の換算について準用する

(検察審査員の選定等)

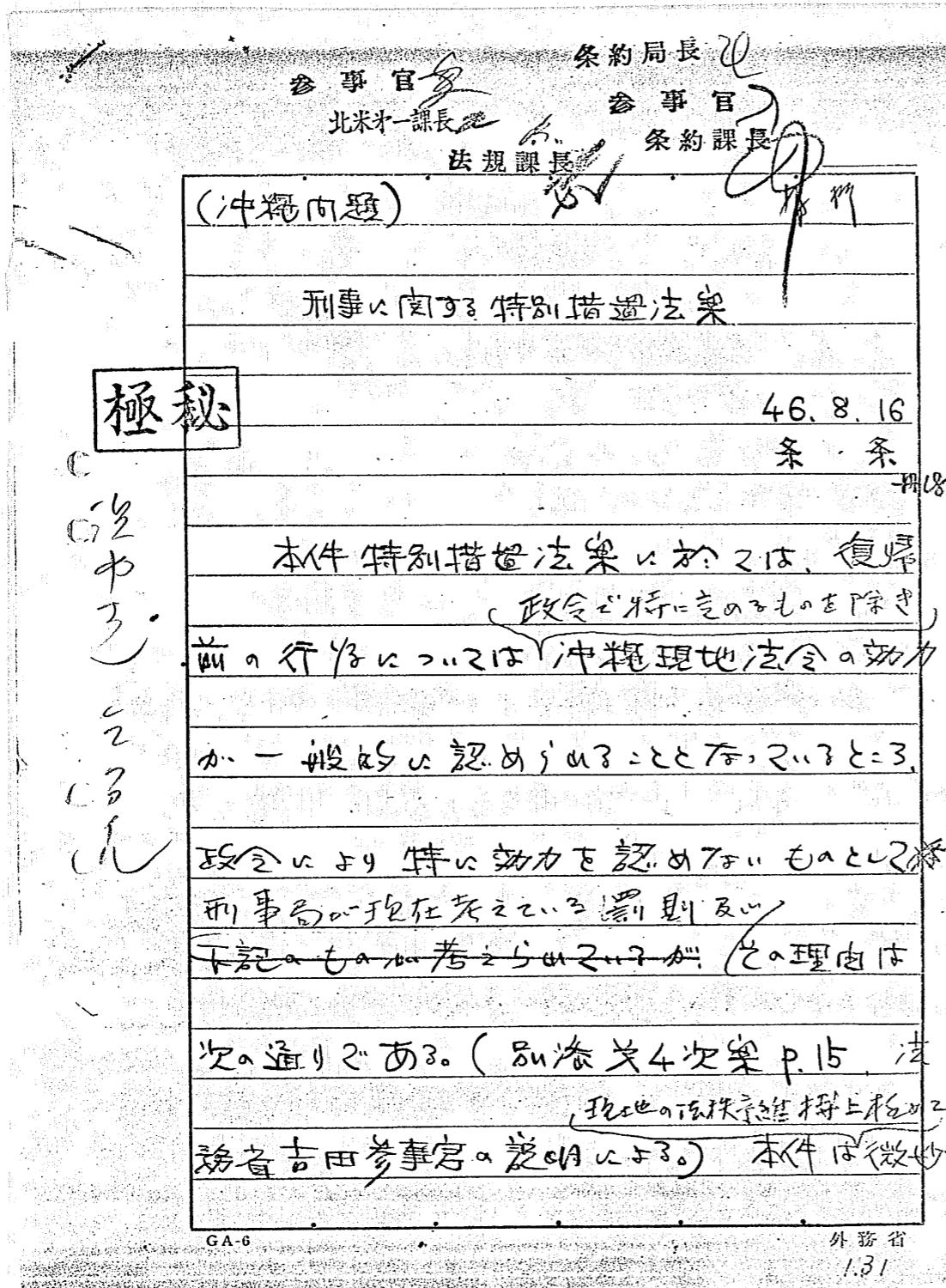
第五条(略)

(少年院法の特例)

第六条 沖縄において、当分の間、特に必要があるときは、少年を収容する監獄の特に区別した場所を区分して、少年鑑別所に充てることができる。

(省令への委任)

第七条 この政令の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。



(政治上では多少歩留めを取るにあらへて
 行政を除き政府内部においては、日本憲法の適用を認め
 政令自体も復帰直前に至るまでは制限する
 とするべきである。)

在問題であり、米側の南洋諸島、交渉中、政令で
 定められた除外するべきある旨、また、除外されれば、日本憲法又は
 刑法の最高権限と密接なものである旨を通報し、その実行にて
 下記3の(1)を擧げておいたる旨ある。当省には、以下
 諸罰りたるべき行為、新來言語の如きものである。また、
 政令制定の為に必要な限りで米側に通報するかの問題への
 あたが、いずれせよ現地における法の秩序維持の必要、又は米
 対口内開港上の利害等を考慮せんが故に、適當に取扱うべき事の如
 1. 布令116号(労働法規布令) 第12, 13条。
 第12条は、第1種被用者かストライキに参加する
 ニヒテ違法とし懲役を含む罰則を課し、第13条
 は、重要産業におけるストライキを禁じし懲役を
 含む罰則を課すことをレ2.13と2.14と規定は
 本件の國憲法上認められる。最近では罰則
 が課せられて実績もなく實際の日付規定
 は意味を失、2.13と2.14。本件規定の効力

GA-6

外務省

を認めない」とするところは「命償直償の主義」

要旨もある。

2. 布令125号(出入国管理)第40条のうち

強制送還刑に関する部分

本邦においては強制送還刑たるもの不存在

在りないのに適用されないという理由による。

3. 布令144号(刑法)の次の規定

(1) 1.3.5.1条～1.3.5.5条

これらはすべて裁判所から刑を課す

ナリに被告を特定地域内に居住せしめ、

強制送還し、又は罰金、人道犯入獄を

抑止目的等

外務省

3

命い得るに想定するもあらざれか? 刑事法

刑法だけを認められない。

(口) 2.2.1条から2.2.4条(安んじ及ぼ罪)

3. 米軍に対する武器をあげる者、ゲート殺害致死、米軍空爆被害者

……裁判所の命する他の刑へ文へ?

といふ規定は罪刑法法定主義に反する。

(ハ) 2.2.9条(叛逆、民兵行動、機械に対する

叛乱的煽動、そのための軍隊連帯、集会、組織、振興)

煽動罪については構成要件の定義(2.1.

15条)がありまること。(強いつづく実際の理)

(二) 2.2.14条(公の騒動、暴行行為)

「暴行行為は尋ねと懲戒を以て行なう」

といふ構成要件に向題がある。

外務省

GA-6

(木) 2. 2. 18条(米政府、行政行為に対する
訴訟体、大蔵省印刷局等の署名配付)

「誹謗的又は煽動的印刷物」と「

構成要件に問題がある。

(ハ) 2. 2. 32条(非政黨組織の政治活動を
米国、民政府に侵害する譲渡、EP印刷物発送)

登録されていない」という理由でその政党の

政治活動を承認する規定は認め得ない。米国又

は民政府を「侮蔑する……演説……EP印刷物

とらわす構成要件があるまいとする。

(ト) 2. 2. 36条(上記(木)及び(ハ)のEP印刷物等輸入)

2. 2. 18 → 2. 2. 32 2種類か?

EP印刷物等の輸入であるが、上記(木)、(ハ)より

GA-6

外務省

当然。

4. 布令42号(弔慰補償) 第6. 6条(f) 及

2. 2. 5条(行政官による脅迫も含む等の行為に対する
民政府制裁執行に対する处罚、使用者が補償金につき行政官に対する新規

立場も民政府裁判所に対する「法廷

侮辱の場合と同様の方法により同様の範
囲で、一定の行為で又は處罰する

3もしくは3回構成要件があるまいとする。

不法行為の課土用つかも明らかでない。

GA-6

外務省
GA-6